

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
<p>第4 採択要件</p> <p>1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3の1(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が<u>増加する</u>ことが<u>確実と見込まれる</u>ものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別記1に定めるところによるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(様式1)</p>				<p>第4 採択要件</p> <p>1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3の1(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、<u>事業の完了時において</u>、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が<u>50%以上となる</u>ことが<u>確実と見込まれる</u>ものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別記1に定めるところによるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(様式1)</p>			
<p>○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)</p>				<p>○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)</p>			
事項		内容		事項		内容	
1. ～3. (略)		(略)		1. ～3. (略)		(略)	
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)		(略)		4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)		(略)	
		(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等				(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等	
		担い手数	担い手の 経営等農	担い手数	担い手の 経営等農	担い手農 地利用集	担い手農 地利用集

			用地 面積 (ha)	積率 (%)
	事業開始 時			
	目標年度			
	増加ポイ ント			
	(略)			
5.・6. (略)	(略)			

(様式2)

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水
産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、水利施設
等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号

			用地 面積 (ha)	積率 (%)
	事業開始 時			
	生産基盤 整備事業 等の完了 時			
	増加ポイ ント			
	(略)			
5.・6. (略)	(略)			

(様式2)

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水
産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、水利施設
等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号

農林水産事務次官依命通知) 第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 水利施設等保全高度化整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

事業型	都道府 県名	事業実 施主体	地区名	所在地	受益面 積	総事業 費	備考 (別表の 番号)
水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)					ha	百万円	
畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型)							

農林水産事務次官依命通知) 第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 水利施設等保全高度化整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

事業型	都道府 県名	事業実 施主体	地区名	所在地	受益面 積	総事業 費	備考 (別表の 番号)
水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)					ha	百万円	
畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型)							

注1～注3 (略)

注4:別紙1の第2の8の(4)及び第2の10の(3)を実施する地区に
あつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他の
みとすることができる。

別記1 (事業の実施に係る共通運用)

第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 (略)

3 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) 認定農業者 (農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。) であること。

注1～注3 (略)

(新設)

別記1 (事業の実施に係る共通運用)

第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 (略)

3 担い手

次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案 (市町村基本構想 (農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)) における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。) できるものとする。

(1) 農業者 (農地所有適格法人を含む。) の場合

認定農業者 (農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。) であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること (農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること) 。

イ 現に農業経営者として農業に従事している又は新規就農希

望者（農業後継者を含む。）若しくは新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等（別表2の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長）の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、別紙1第5の8により都道府県が作成する農用地利用集積地域土地改良整備計画（以下「集積地域整備計画」という。）又は別紙2の第5の1の(1)イにより市町村が作成する農業農村活性化計画（以下「活性化計画」という。）の目標年度までに認定農業者となることが確実に見込まれること。

なお、集積地域整備計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれか

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。

(3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

の年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 集積地域整備計画又は活性化計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

- (ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。
- (イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。
- (ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。
- (エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。
- ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。
- エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。
- オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第2号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その

(4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4～6 （略）

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から5までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

集積地域整備計画又は活性化計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4～6 （略）

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から5までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1)～(4) (略)

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

ア 産地形成促進事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。）第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業（以下「国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）」という。以下同じ。）の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(6)の①に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

イ 産地形成支援事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地（畑作等推進支援

(1)～(4) (略)

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

ア 産地形成促進事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。）第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業（以下「国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）」という。以下同じ。）の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）のIVの第2の1の(4)に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請（以下「交付申請」という。）ができないこととする。

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(6)に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

イ 産地形成支援事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地（畑作等推進支援

水利再編型においては畑作物等に転換する農地) については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地(畑作等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地)については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第2の4に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

ウ 中心経営体農地集積促進事業

(ア) (略)

(イ) 高収益作物転換加算を適用する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、畑地化促進助成及び畑地化促

水利再編型においては畑作物等に転換する農地) については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(4)に定める交付申請ができないこととする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地(畑作等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地)については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の3に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、畑地化促進事業及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

ウ 中心経営体農地集積促進事業

(ア) (略)

(イ) 高収益作物転換加算を適用する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(4)に定める交付申請ができないこととする。

なお、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱

進事業の交付申請ができることとする（ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする）。

(6)・(7) (略)
4 (略)

別表4 (採択要件)
(削る。)

のIVの第2の3に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする（ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、畑地化促進事業及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする）。

(6)・(7) (略)
4 (略)

別表4 (採択要件)

区分	現況	基準	要件
1 農地集積促進型	40パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが <u>确实と見込まれること</u>
別紙1第4の9の(1)に定める集積率要件	40パーセント以上	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント未満	60パーセント以上となること	
	55パーセント以上	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント未満	95パーセント以上となること	
	90パーセント以上	95パーセント以上となること	

	未満		
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2 畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型のうち、調査・調整事業を実施する場合 別紙2第4の1の(2)のイの集積率要件	20パーセント未満	30パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが <u>確実と見込まれること</u>
	20パーセント以上 50パーセント未満	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント以上 55パーセント未満	60パーセント以上となること	
	55パーセント以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	

1 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地

（新設）

を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合

現況	基準	要件
<u>80パーセント未満</u>	<u>80パーセント以上となること</u>	
<u>80パーセント以上 90パーセント未満</u>	<u>5パーセントポイント以上増加すること</u>	<u>担い手農地利用集積率が左記のように増加することが 確実と見込まれること</u>
<u>90パーセント以上 95パーセント未満</u>	<u>95パーセント以上となること</u>	
<u>95パーセント以上</u>	<u>担い手への利用集積が図られること</u>	

2 1以外の場合

現況	基準	要件
<u>50パーセント未満</u>	<u>50パーセント以上となること</u>	
<u>50パーセント以上 90パーセント未満</u>	<u>5パーセントポイント以上増加すること</u>	<u>担い手農地利用集積率が左記のように増加することが 確実と見込まれること</u>
<u>90パーセント以上 95パーセント未満</u>	<u>95パーセント以上となること</u>	
<u>95パーセント以上</u>	<u>担い手への利用集積が図られること</u>	

別紙1（水利施設整備事業に係る運用）

第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2農村振興局長が別に定

別紙1（水利施設整備事業に係る運用）

第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2農村振興局長が別に定

める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1)～(4) (略)

(5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質基準がいまだ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。

(6) (略)

5 排水対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール）以上であること。

6～9 (略)

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以

める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1)～(4) (略)

(5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。

(6) (略)

5 排水対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であること。

6～9 (略)

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 第2の10の(1)又は(2)の事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開

前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。) に比べ別表 4 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

(削る。)

11 畑作等推進支援水利再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 第 2 の 11 の事業の完了時において、受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が 5 ha 以上、かつ、20%ポイント以上増加すること。

12 (略)

第 5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画(地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。)を別記様式第 20 号により策定するものとする。

4～7 (略)

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条第 5 項の集積地域整備

始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。) に比べ別表 4 に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあつては、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が 55% 以上となること。

11 畑作等推進支援水利再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 第 2 の 11 の事業の完了時において、受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が 5 ha 以上、かつ、20%以上増加すること。

12 (略)

第 5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画(地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。)を策定するものとする。

4～7 (略)

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条第 5 項の集積地域整備

計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第17号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) 集積地域整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

9・10 (略)

第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第20号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第27号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第20号により地方農政局等に報告するものとする。

2～5 (略)

6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第25号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成

計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 農業経営高度化支援事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)の場合には、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第17号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(新設)

9・10 (略)

第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第20号により水田利活用の実績について報告するものとする。

2～5 (略)

6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第25号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成

状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第28号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第25号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

7 (略)

第8 その他

1 第2の6、8、9の(1)及び12の事業及び別表2の区分2から5までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

2～5 (略)

6 畑作等推進支援水利再編型にあっては、産地形成推進事業の事業実施主体は、作付転換整備計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は作付転換整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

(削る。)

状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第27号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第25号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

7 (略)

第8 その他

1 第2の6、8、9の(1)及び12の事業及び別表2の区分2から4までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

2～5 (略)

(新設)

別記様式第20号

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林
水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

1 地区の概要 (〇〇地区)

都道府県		関係市町		関係土地	
名		村		改良区	
工期		受益面積		主要工事	

2 作付計画

区分	事業実施前 (〇年度)	農業生産 基盤整備事業 完了年度 (〇年度)	目標年度 (完了後〇年)	
			計画	実績
農用地面積 (ha)				
うち水田面積 (ha)				
うち畑地面積 (ha)				
水田面積 (ha)				
A=B+C				
うち水稲を作付けする面積(ha)				
B				
うち水稲以外を作付けする面積 (ha)				
C				

水田面積に占める 水稻以外の作付面 積割合(%)				
$D = (C/A) \times 100$				

別記様式第26号 (略)

別記様式第27号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林
水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿)

都道府県知事名

排水対策特別型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、
下記のとおり改善計画について提出します。

記

1 事業名

別記様式第26号 (略)

(新設)

2 水田利活用計画の達成状況及び原因と課題

	当該年度の目標	当該年度の実績
水田面積に占める水稲以外を作付けする面積割合の達成状況		
目標達成が十分でない原因及び課題		

3 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 (目標年度)	〇〇年度
改善方策	※目標達成に向けた改善措置を具体的に記載

別記様式第28号 (略)

別紙2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)

第4 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 畑地帯総合整備型
 - (1) 担い手育成対策

別記様式第27号 (略)

別紙2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)

第4 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 畑地帯総合整備型
 - (1) 担い手育成対策

ア (略)

イ 調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 活性化計画の目標年度において、担い手農地利用集積率が別表4に示すとおり増加することが見込まれること。

② 活性化計画の目標年度において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(a)・(b) (略)

(イ) (略)

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、担い手農地利用集積率が別表4に示すとおり増加することが見込まれること。

(2) 担い手支援対策

ア (略)

イ 単独施設整備を行う場合にあっては、アに関わらず、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア)～(ウ) (略)

ウ・エ (略)

2～5 (略)

第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別

ア (略)

イ 調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が別表4に示すとおり増加することが見込まれること。

② 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(a)・(b) (略)

(イ) (略)

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55%以上となること。

(2) 担い手支援対策

ア (略)

イ 単独施設整備を行う場合にあっては、(ア)に関わらず、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア)～(ウ) (略)

ウ・エ (略)

2～5 (略)

第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別

に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画を作成するものとする。

ア (略)

イ 活性化計画

(ア)～(エ) (略)

(オ) 活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年目までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) (略)

2～6 (略)

第8 その他

1 高収益作物転換型及び畑作物等転換型並びに別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。

2 高収益作物導入促進型、高収益作物転換型及び畑作物等転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合には、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。

3～8 (略)

に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画を作成するものとする。

ア (略)

イ 活性化計画

(ア)～(エ) (略)

(新設)

(2) (略)

2～6 (略)

第8 その他

1 高収益作物転換型及び別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。

2 高収益作物導入促進型及び高収益作物転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合には、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。

3～8 (略)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別紙1の第4の10及び別紙2の第4の1については、令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙3に定める実施計画策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。）又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。